

(1) 中央体育館使用料（平成27年4月1日以降使用分より適用）

使用区分		使用時間	使用料
主競技場		1時間までごとに	700円
	照明施設	1時間までごとに	1,200円
	冷暖房施設	1時間までごとに	4,500円
主競技場の3分の1以下の部分を使用する場合		全面使用の使用料の3分の1に相当する額。ただし、冷暖房施設の使用料は全面使用と同額とする。	
主競技場の2分の1以下の部分を使用する場合		全面使用の使用料の2分の1に相当する額。ただし、冷暖房施設の使用料は全面使用と同額とする。	
卓球室（1台）		1時間までごとに	200円
格技室（1室）		1時間までごとに	600円
弓道場	個人利用	1人1回	130円
		回数券11枚つづり	1,300円
	団体利用	20人以上1回	2,600円
トレーニング室		1人1回	150円
		回数券11枚つづり	1,500円
会議室	大	1時間までごとに	670円
		冷暖房施設	1時間までごとに
	中	1時間までごとに	240円
		冷暖房施設	1時間までごとに
控室（1室）		1時間までごとに	140円
		冷暖房施設	1時間までごとに
選手控室（1室）		1時間までごとに	210円
		冷暖房施設	1時間までごとに
多目的室		1時間までごとに	330円
		冷暖房施設	1時間までごとに

(2) 器具使用料（平成27年4月1日以降使用分より適用）

器具の名称	数量	区分	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
放送施設	1式	1日	2,500円	5,000円
球面式得点表示板（電源コンセント使用料を含む。）	1台	1日	1,150円	2,300円
ステージ	1式	1日	4,500円	9,000円
電源コンセント	1口	1日	200円	200円

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 入場料を徴収する場合とは、営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合をいう。
- 3 営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、所定の使用料の3倍とする。ただし、照明施設、冷暖房施設及び器具を除く。
- 4 主競技場、卓球室、格技室、弓道場及びトレーニング室を使用する中学生以下又は65歳以上の者については、所定の使用料の半額とする。ただし、照明施設、冷暖房施設及び器具を除く。
- 5 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。